

児童虐待の現状と課題

主任児童委員との連携に向けて

令和３年度 主任児童委員部会
児童虐待に関する意見交換会
R3.10.13
埼玉県福祉部こども安全課



本日のポイント

- 児童虐待の現状
- 児童相談所、要保護児童対策地域協議会（市町村）、
民生委員・児童委員協議会の連携
- 主任児童委員に求められる役割

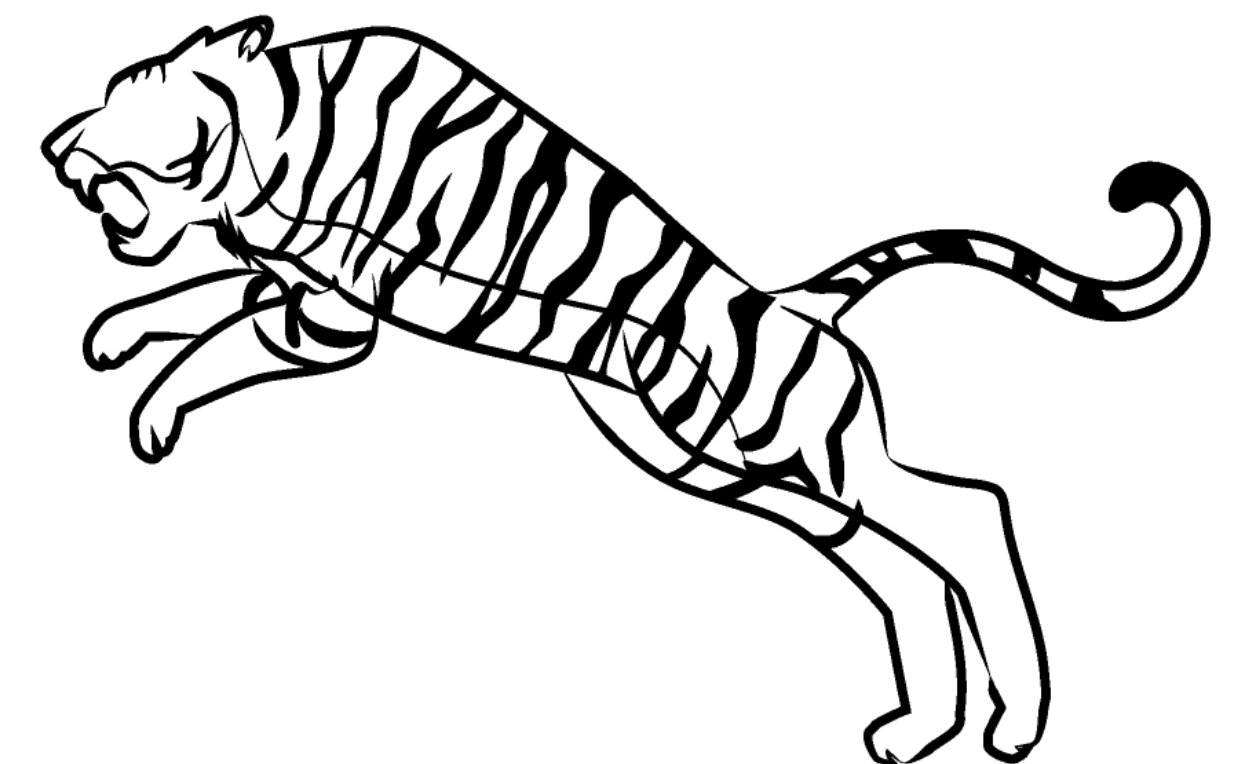
児童虐待の現状

児童虐待とは何か？

子どもに対する**人権侵害**である

子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、
次の世代に引き継がれるおそれもあるものであり、
子どもに対する最も重大な権利侵害である

- 。保護者からの視点ではない（**親の意図は無関係**）
→ 子どもの視点に立って考えることが重要



児童虐待の定義

★児童虐待防止法（児童虐待の防止等に関する法律）

- 児童虐待の定義（第2条）

保護者（親権を行う者、未成年後見人、その他の者で、現に児童を監護しているもの）が、その監護する児童（18歳未満）に対し、次に掲げる行為をいう。

（身体的虐待）

児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること

（性的虐待）

児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること

（ネグレクト）

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による同法上の児童虐待行為と、同様な行為の放置、その他の保護者としての監護を著しく怠ること

（心理的虐待）

児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

- 児童に対する虐待の禁止（第3条）

何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

児童虐待の類型

身体的虐待

ネグレクト

性的虐待

心理的虐待

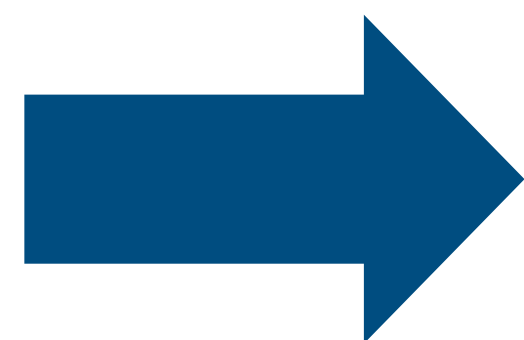
身体的虐待の具体例

- 首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす
- 激しく揺さぶる
→ 乳幼児揺さぶられ症候群：SBS（Shaken Baby Syndrome）
- 熱湯をかける、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる
- 戸外に締め出す、縄などにより拘束する
- しつけと称する体罰 など



法改正＝「親権者等による体罰禁止」（R2.4.1施行）
親権者はしつけに際して体罰を加えてはならない旨が明記されました

打撲傷・あざ（内出血）・骨折・頭蓋内出血などの頭部外傷・内臓損傷・火傷など**生命に危険のある暴行**



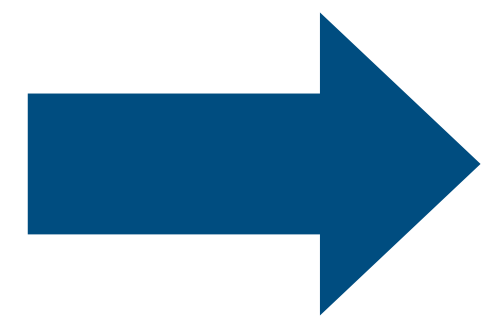
身体に傷や後遺症が残る
死に至る



千葉県野田市小4女児の虐待死

(平成31年1月)

- ・子ども自らが助けを求めていた
- ・しつけと称した体罰
- ・「いじめアンケート」の開示
- ・背景にある父から母へのDV

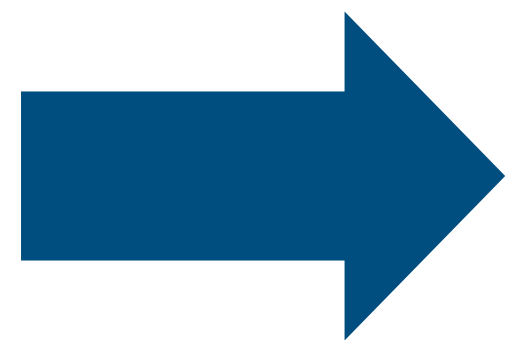


要保護児童等が連続して7日以上欠席（不登校を除く）
した場合、市町村・児童相談所への情報提供

性的虐待の具体例

- 児童への性交
- 性器を触る又は触らせるなどの性的暴力
- 性的行為の強要・教唆
- 性器や性交を見せる
- ポルノグラフィーの被写体などにする など

子どもとの信頼関係を利用する**悪質性**
外傷がなく、周囲の人が気づきにくい**秘密性**



深刻な精神的問題や行動上の問題が生じる（「魂の殺人」）
（例）異性や性に対して極端に嫌悪感を抱く
⇔ 安易に性行為を通じて対人関係を取る



養父から14歳養女への性交

(平成30年1月)

- ① 令和元年7月、地裁が養父に無罪判決
⇒ 誘導尋問による供述及び具体性・迫真性の欠如
- ② 令和2年3月、高裁が地裁判決を破棄
⇒ 後遺症によってうまく証言できないことがあることを指摘
- ③ 令和3年6月、地裁での差し戻し審にて、養父へ懲役7年判決
⇒ 逆転有罪が確定

- ・ 児童の証言の信用性が争点
- ・ 被害者は後遺症の影響でうまく証言できない可能性（記憶の混乱）
- ・ 「自分が悪い」、「ばれると家族が壊れてしまう」という不安
⇒ 児童へ大きな負担がかかる

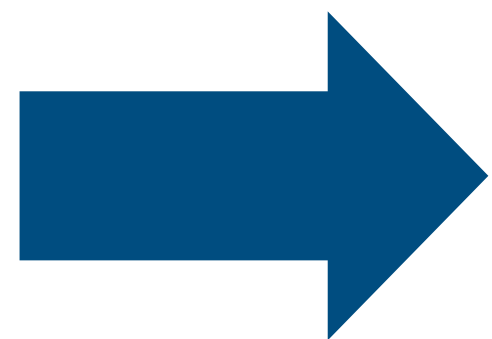
ネグレクトの具体例

- 子供の意に反して学校に登校させない
- 病気になっても医療機関に受診させない
- 乳幼児を家に残したまま、たびたび外出する
- 適切な食事を与えない、下着など長時間ひどく不潔なままにする

子供の健康・安全への配慮の欠如

衣食住の世話の欠如

医療的・情緒的なケアなど、必要な保護・養育を行わない



発達・成長が遅れにつながる
極端な場合、死に至る（脱水症状や栄養失調）



香川県高松市 6歳 3歳姉妹 車内放置による熱中症により死亡 (令和2年9月)

- 21 : 10頃～翌12 : 20頃まで15時間10分放置
- 保護者は、居酒屋やバーをはしごし知人男性宅で過ごしていた
- 保護責任者遺棄致死



東京都大田区 3歳女児 置き去りによる飢餓・脱水により死亡 (令和2年6月)

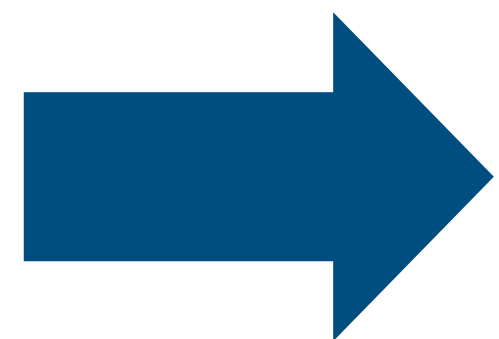
- 知人男性に会う鹿児島県への旅行のため9日間放置
- 複数回繰り返していた
- 保護責任者遺棄致死

心理的虐待の具体例

- 子どもを無視したり、拒否的な態度を示す
- 子どもの心を傷つけることを繰り返し言う
- 子どもの自尊心を傷つける
- 他のきょうだいと、著しく差別的な扱いをする
- 子どもの面前で配偶者やその他の家族などに対し暴力をふるう など

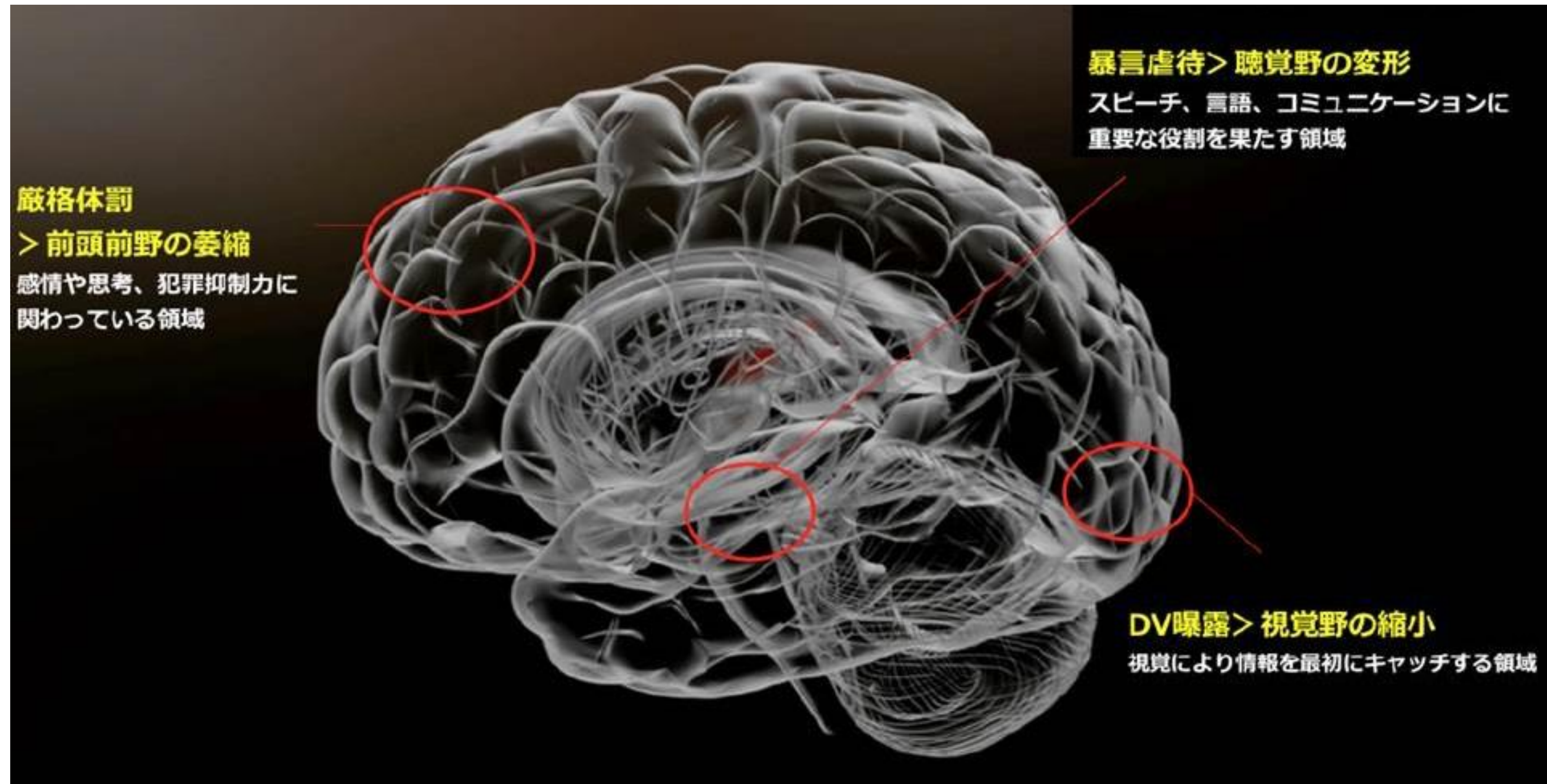
子どもの心を傷つける

怯えや不安、うつ病、自己否定感、無感動・無反応、強い攻撃性



脳へのダメージも指摘されていて軽視はできない
DVなど家族の抱えるその他の問題にも焦点が当たる

マルトリートメント（児童虐待）の脳へのダメージ



出典：福井大学 子どものこころの発達センター 友田 明美 教授（小児神経科医）

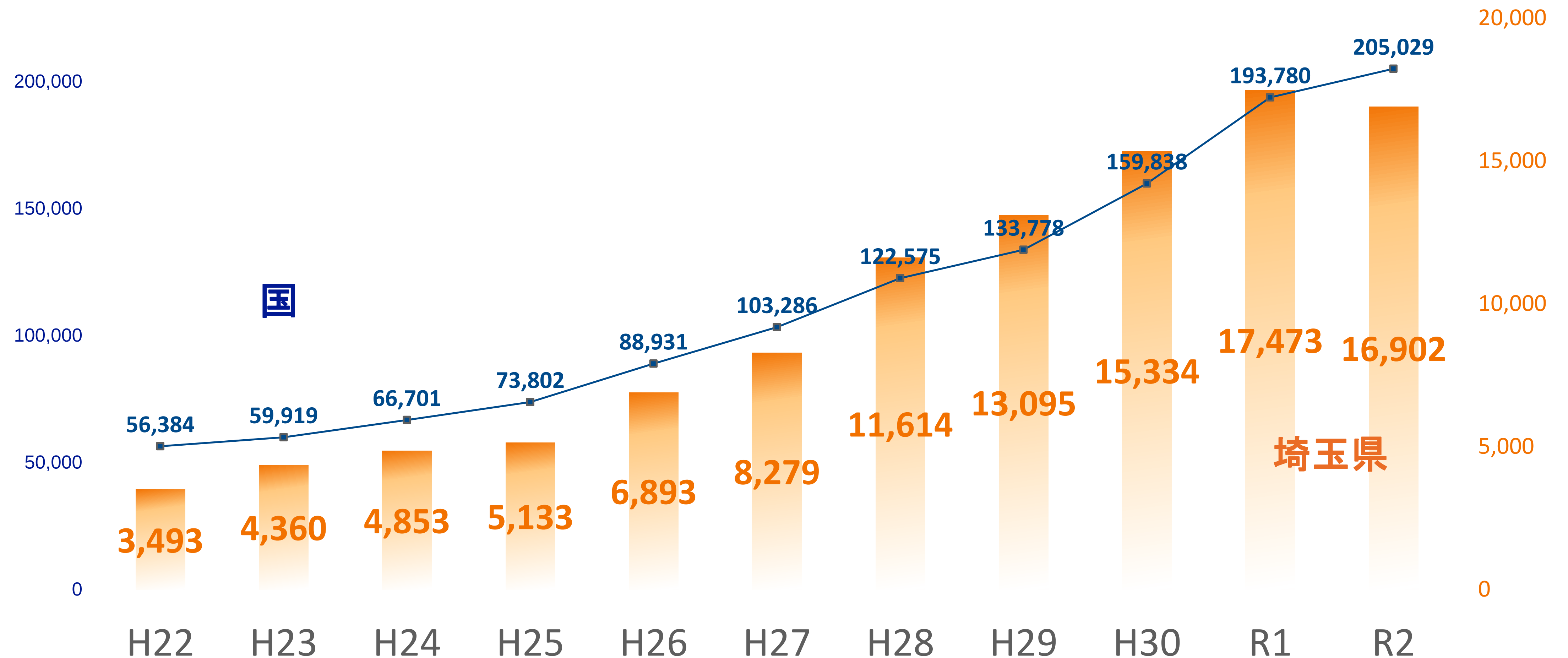
16,902 件

埼玉県の数
(令和 2 年度)

件数

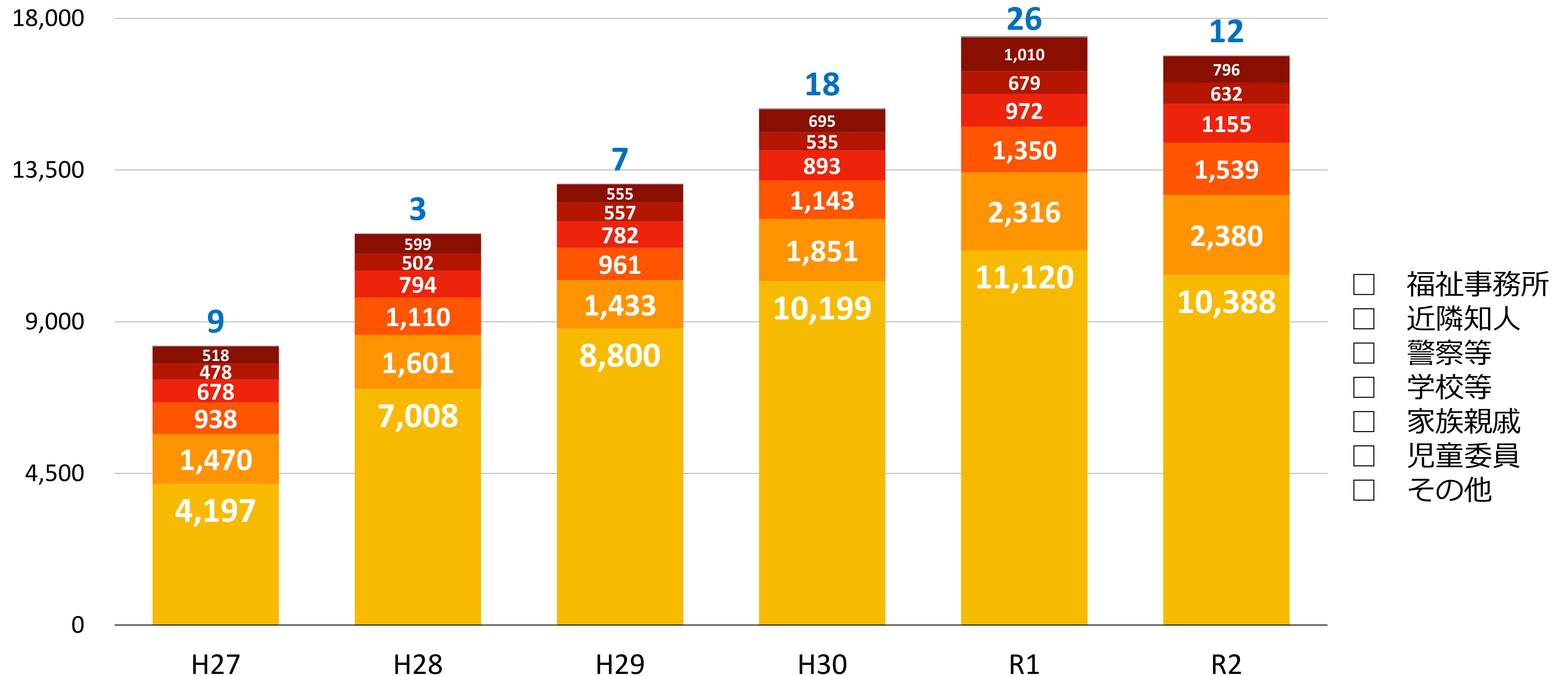
児童虐待相談対応件数の推移

児童相談所が対応した虐待相談の件数はどのように推移しているか？

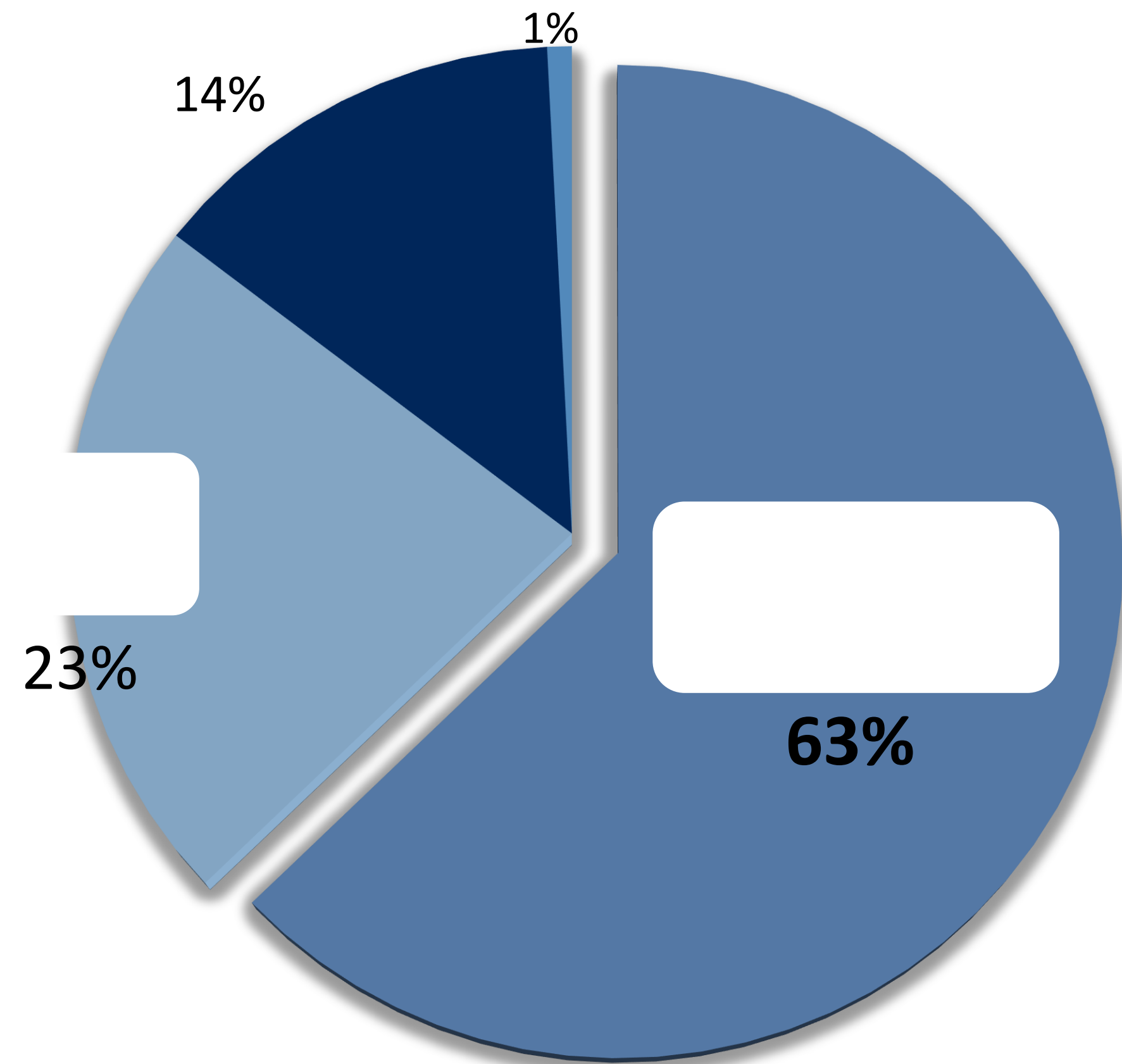


経路

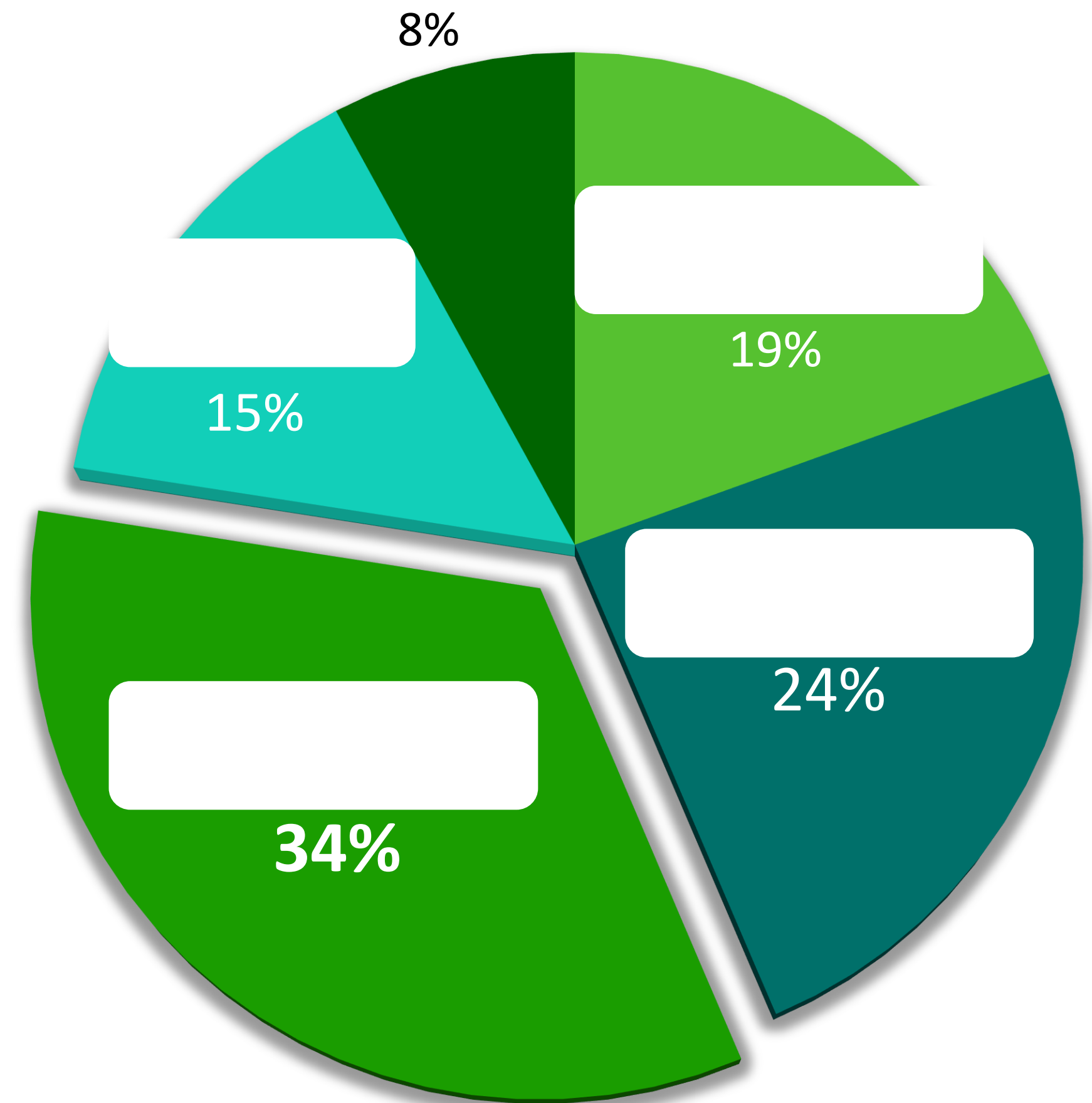
虐待相談対応は「どこから」始まるか？（※児童相談所が対応したものに限る）



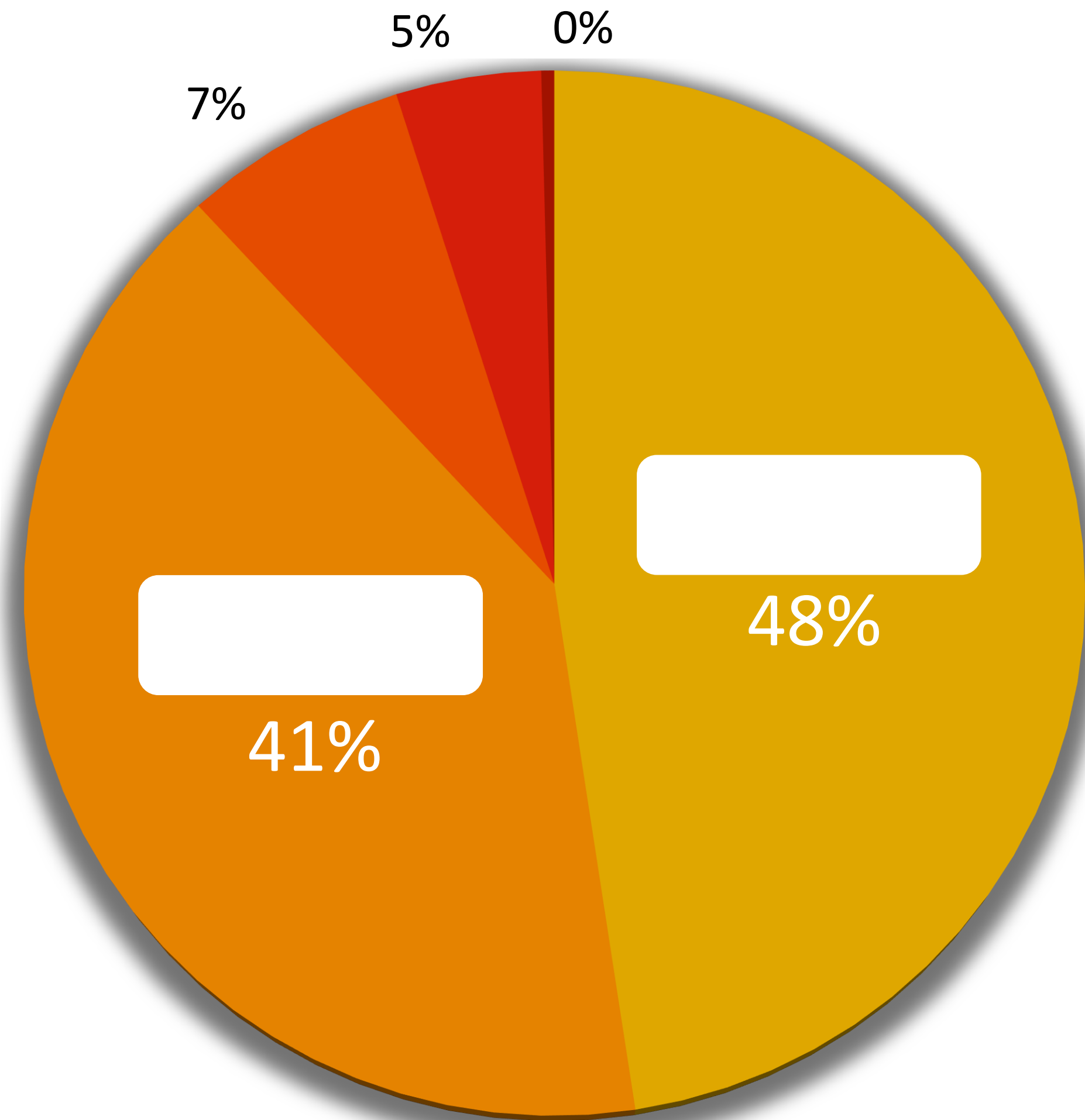
虐待の種別



児童の年齢



虐待を行なった者



(参考：国の報告)

【令和元年度に把握した虐待死事例】 ※心中を除く

★主たる加害者は？

実母	30人	(52.6%)
実父	3人	(5.3%)
実母と実父	4人	(7.0%)

※全体57人

過去のデータからも、加害者が「実母」である事例が、概ね全体の過半数を占め最も多い

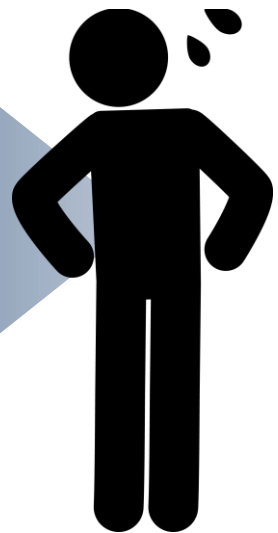
出典：子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第17次報告）
社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会
【令和3年8月】

虐待をする動機・背景

虐待の主な動機	親の背景など
- 無関心、育児能力の低さなど (子供の保護を怠ったこと：ネグレクト) - しつけのつもり (体罰容認) ⇒「自分も子供の時、親から殴られて育った。しつけとはそういうもの」等と思っている (虐待の認識がない) - 子供の存在の拒否・否定 「子供が泣きやまない」などのいら立ち - 親の精神疾患 など	- 子供のとき虐待を受けていた、大人からの愛情を受けていなかった ⇒「<u>虐待の連鎖</u>」 - 厳しい体罰が当然と考えている - 夫婦不和、DV、経済的困窮など過大なストレスをかかえている - 周囲から孤立している - 予期しない妊娠、愛着形成阻害、発達障害などで育てにくい等、子供に対する拒否感情が強い



力の差による支配



SOSが出せない...

孤立・ストレス・貧困・生きづらさ

児童相談所、要保護児童対策地域協議会、
民生委員・児童委員協議会の連携

市町村と児童相談所の役割分担

市町村

【要保護児童対策地域協議会】

身近な場所における継続的な支援

【一義的な窓口】

多様な福祉サービス（面的な支援）
母子保健／子育て支援／障害／生活保護



虐待の未然防止と早期発見

都道府県・政令指定都市等

【児童相談所】

専門的な知識・技術を要する支援

【専門的な窓口】

専門診断や困難事例へ対応（点的な支援）
一時保護／施設入所



被虐待児童のケア
家族関係の改善や再統合

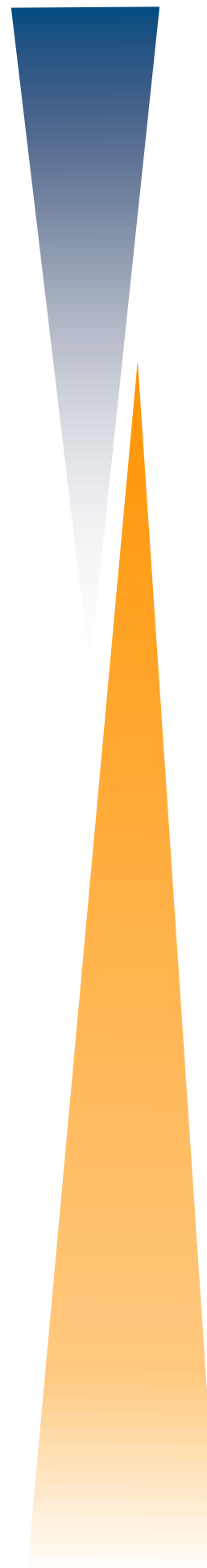
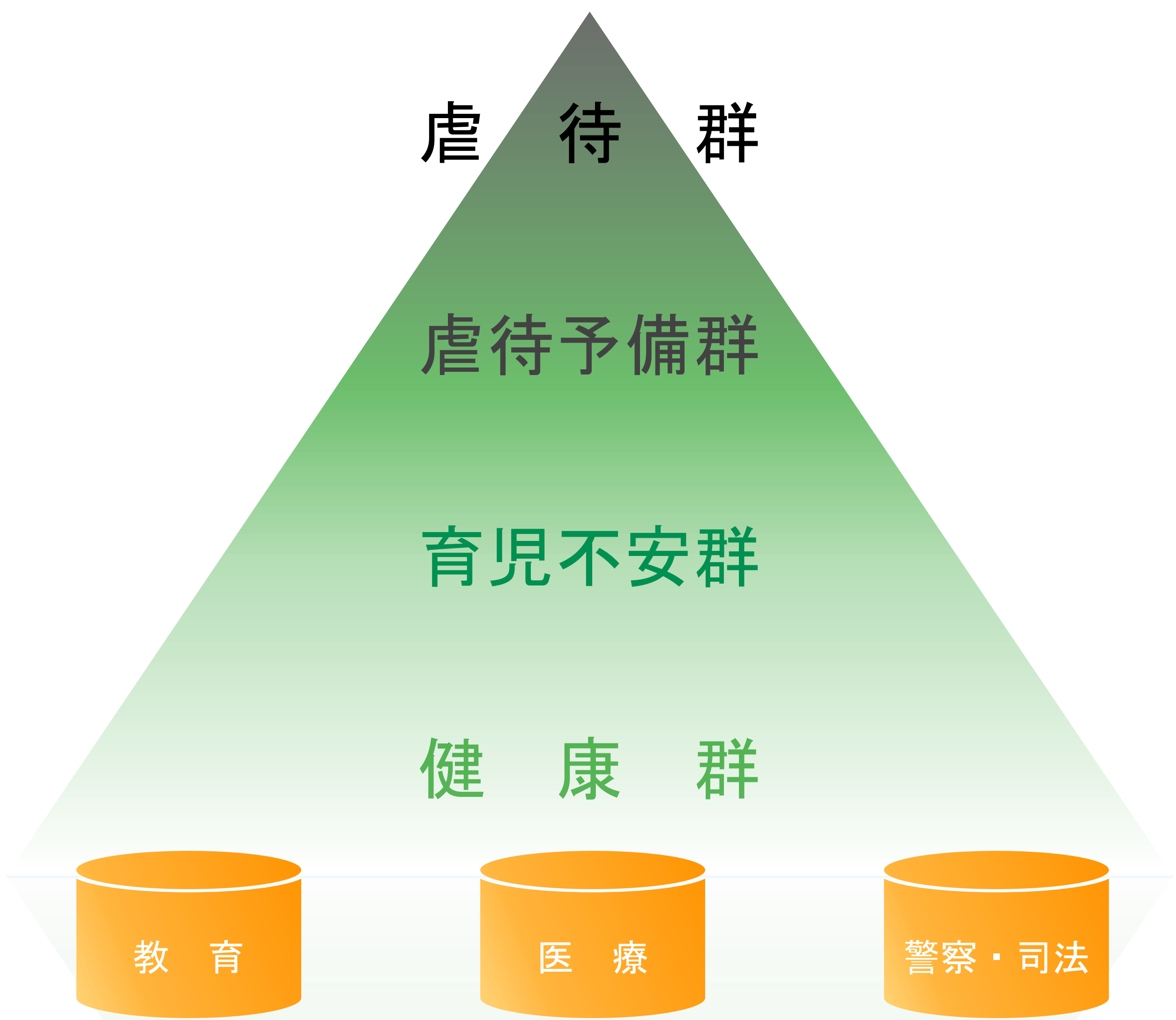


児童福祉法

第三条の三 市町村は、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、（一部省略）児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援に係る業務を適切に行わなければならない。

○2 都道府県は、（一部省略）市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、専門的な知識及び技術並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な（一部省略）業務を適切に行わなければならない。

児童虐待への支援イメージ



児童相談所
児童の保護（親子分離）
保護者と児童への継続的指導

要保護児童対策地域協議会
母子保健サービス
子育て支援サービス
家庭児童相談

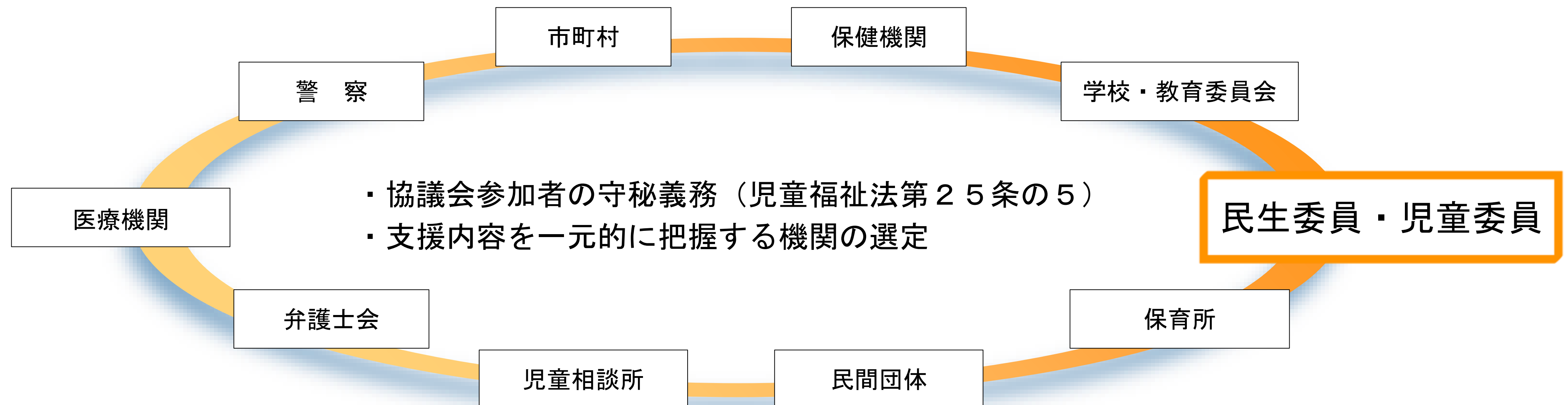
要保護児童対策地域協議会

子どもを守る地域ネットワーク

目的：要保護児童の早期発見や適切な保護

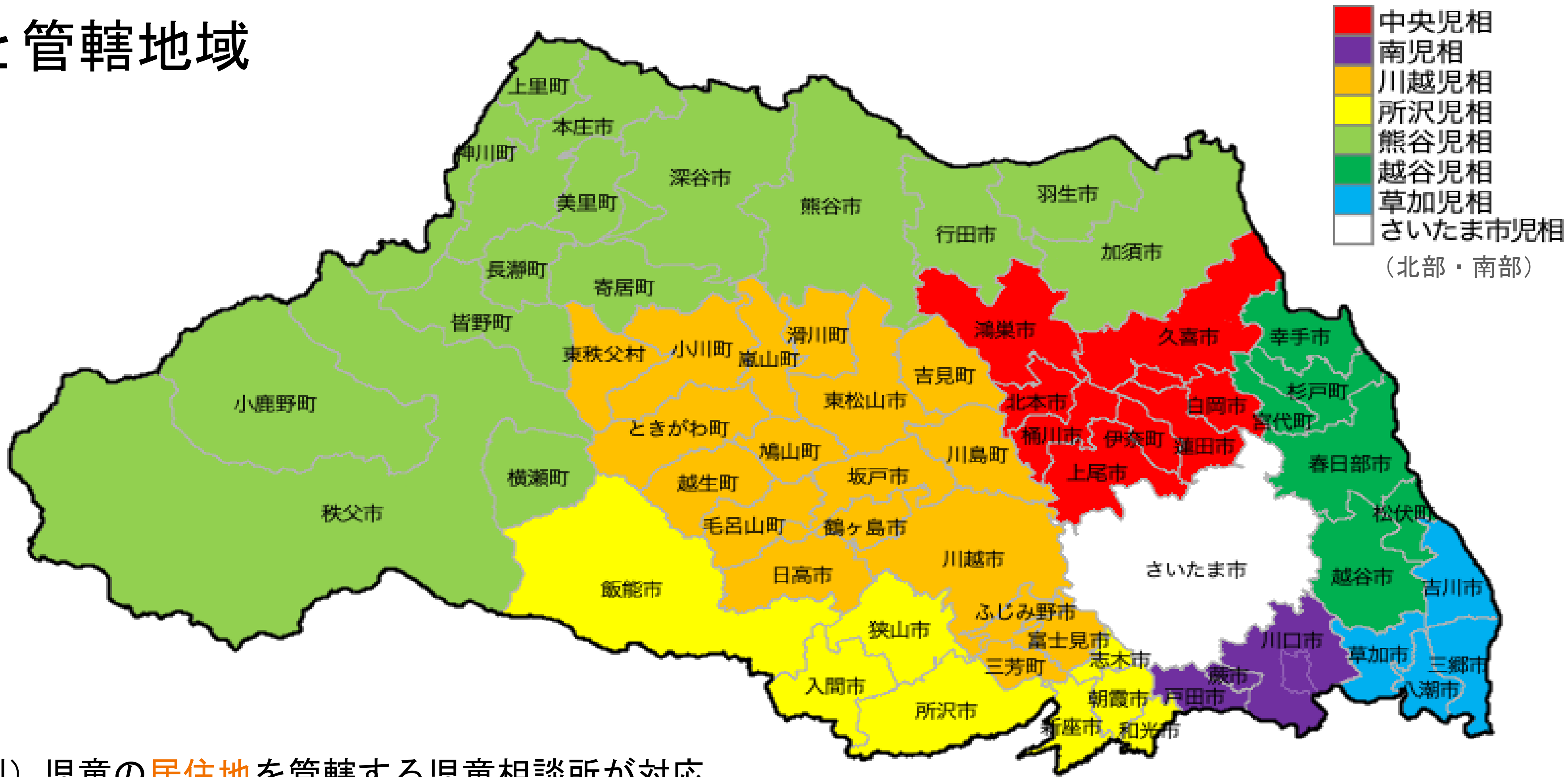
設置主体：市町村（場合によっては都道府県）

機能：①関係機関相互の連携、役割分担の調整 → 責任体制の明確化
②個人情報保護の要請と関係機関における情報共有の在り方を明確化



埼玉県の子供相談所

配置と管轄地域



(原則) 児童の居住地を管轄する児童相談所が対応
※居住地不明の場合 (棄児など)・・・現在地の児童相談所が対応
※他県で発生した場合・・・発生地管轄の児童相談所が対応し、児童居住地管轄の児童相談所に引き継ぐ

児童相談所における相談の種類

○養護相談...保護者がいない、棄児、離婚、保護者の病気、虐待等保護者の養育困難及び養護に欠ける児童に関する相談

○保健相談...児童の疾患への初期対応の仕方、乳児や幼児期初期の発達、思春期の性に関する相談

○障害相談...肢体不自由、視聴覚障害、言語発達障害、重症心身障害、知的障害、自閉症等に関する相談

○非行相談

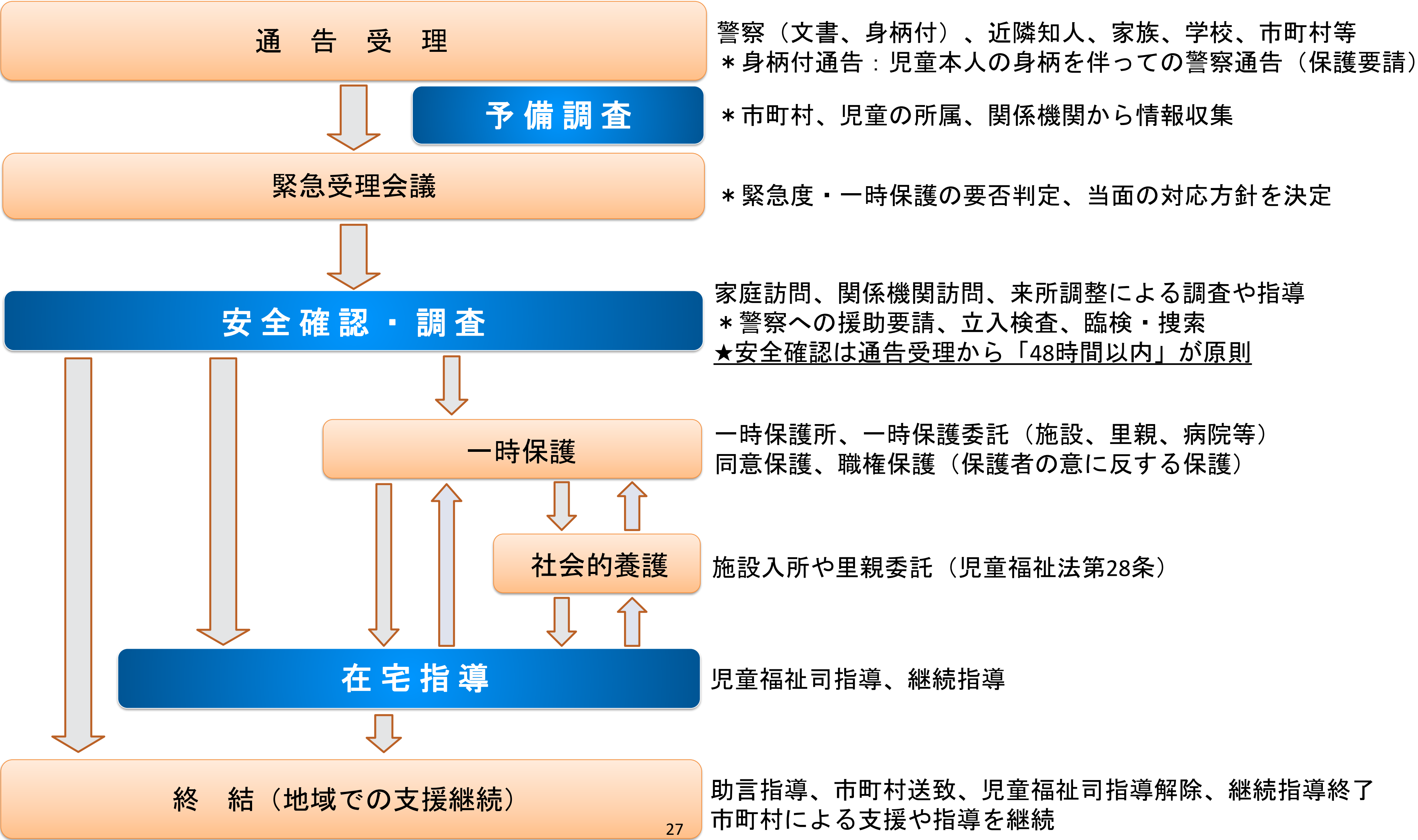
・ ぐ犯行為等相談...法に触れる行為ではないが、家出、乱暴、性的逸脱等放置すれば罪を犯す恐れのある児童に関する相談

・ 触法行為等相談...窃盗、恐喝などの触法行為に関する警察からの通告・送致のあった児童に関する相談

○育成相談...性格行動、しつけ、適性、不登校等に関する相談

○その他の相談...上記相談のいずれにも該当しない相談（里親等）

児童相談所における虐待通告受理後の対応



主任児童委員に求められる役割

主任児童委員の位置づけ

法律上の規定

★児童福祉法第16条(一部略)

- ① 市町村の区域に児童委員を置く。
- ② 民生委員法による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。
⇒すべての民生委員が児童委員である
- ③ 厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する。

★児童福祉法第17条

児童委員

- ・児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。
- ・児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。
- ・児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
- ・児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。
- ・児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること。
- ・その他、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。

主任児童委員

- ・児童福祉に関する機関と区域を担当する児童委員との連絡調整を行うこと。
- ・区域を担当する児童委員の活動に対する援助及び協力を行うこと。

虐待を見逃さないポイント

子どものサイン

- 打撲によるあざ、やけどなどの不自然な傷がよく見られる
- 理由がはっきりしない遅刻や欠席が多い
- 年齢不相応な性的な言動が見られる
- 顔や髪の毛、手足、口の中が不潔である
- むし歯が多い
- 先生の行動を先読みし、気を使いすぎている
- 表情が乏しかったり、元気がなかったりするなど



親のサイン

- 子供が長期欠席し、保護者が子供に会わせない
- 保護者が欠席の理由を連絡しない
- 子供との関わりが乏しかったり、冷たい態度をとったりする
- 子供への叱り方が異常
- 子供に心理的に密着しすぎるか、まったく放任であるなど極端であるなど



児童虐待の通告

虐待の疑いがあれば

一人で抱え込まない
市町村や児童相談所に連絡する

ことが必要です

「虐待じゃなかったらどうしよう」と迷うこともあるかもしれませんが
しかし、虐待かどうかは、通告を受けた市町村又は児童相談所が判断します
(**通告する者が虐待の証明をする必要はありません**)



児童虐待に係る通告（第6条）

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを通告しなければならない（一部略）

守秘義務



★民生委員法第15条

民生委員は、その職務を遂行するに当っては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によって、差別的又は優先的な取扱いをすることなく、且つ、その処理は実情に即して合理的にこれを行わなければならない。

- Q1 : Aくんの家は一晩中子どもだけで過ごしているという噂を聞き、近所の友人（Bさん）にそのことを相談した。
- Q2 : その後、Aくんは、要対協にて取り扱い中の児童だったことを知り、心配していたBさんを安心させるためにそのことを教えてあげた。
- Q3 : 後日、Aくんの家から、大人が子どもを叱る怒鳴り声や子どもの泣き声が長時間聞こえた。要対協の情報でもAくんの母親は精神的に不安定と聞いており、市町村に通告をした。
- Q4 : 市役所の職員らしき人がAくんの家家庭訪問をしていた。おそらく通告を受けての調査だと思う。Bさんにもそのことを教えてあげた。
- Q5 : その後、要対協にて児童相談所がA君を一時保護したと聞いた。Bさんにも教えてあげた。

主任児童委員に求められる役割

○学校等と家庭の間にある地域社会の**見守り役**

児童委員：虐待など地域に潜在した情報が集まる存在



主任児童委員：児童委員の活動に対する援助・協力

○関係機関や専門職への**橋渡し役**

児童委員と関係機関（市町村や学校など）との連絡調整

児童委員が対応に窮する事案



専門職（要対協・児相）へ対応を委ねる

埼玉県児童虐待防止サポーター養成講座について

目的

埼玉県では児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応のために、児童と直接接する職種（教員や保育士など）や、地域の民生委員・児童委員等を、児童虐待防止サポーターとして養成

— 告知 —

- 1 1月頃より児童虐待防止サポーター養成講座を
県内各所での参集形式及びオンライン形式にて開催予定

ご清聴ありがとうございました

